

## 平成 23 年度 第 2 回 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会議事要旨

- 1 日 時 平成 23 年 11 月 16 日（水）10 時 00 分から 12 時 00 分まで
- 2 場 所 スクワール麹町 5 階 全芙蓉
- 3 部 会 員：関澤部会長、辻本部会員、佐野部会員、次郎丸部会員、野竹部会員、山田部会員、今井様（篠原部会員代理）、丸山部会員、芳賀部会員、佐々木部会員、杉田部会員、岩佐部会員、鈴木部会員、吉村部会員、安藤部会員、中村副参事（柏木部会員代理）、城戸部会員
- 4 オブザーバー：竹村建築指導課長補佐
- 5 事 務 局：渡邊予防課長、滝予防課長補佐、椎名国際規格対策官、守谷設備専門官、大嶋違反処理対策官、村瀬企画調整係長、鍋島事務官、吉川事務官、亀山事務官、大歳事務官、伊藤事務官、堀内部長（能美防災(株)）、堀田専任部長（能美防災(株)）
- 6 配 付 資 料  
＜資料＞
  - 資料 2 - 1 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会（平成 23 年度第 1 回）議事要旨
  - 資料 2 - 2 大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保に関する調査検討事業に係る概要
  - 資料 2 - 3 震災時における建築物の防災管理に係る運用実態調査事業の概要
  - 資料 2 - 4 報告書骨子（案）  
＜席上配付資料＞
  - 資料 1 「防災対策事例集」
  - 資料 2 「大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保に関する調査検討事業最終報告書」
  - 資料 3 「震災時における建築物の防災管理に係る運用実態調査事業最終報告書概要版」
  - 資料 4 「震災時における建築物の防災管理に係る運用実態調査事業最終報告書」
- 7 議 事 概 要  
**(1) 前回の議事要旨の確認**
  - ・資料 2 - 1 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会（平成 23 年度第 1 回）議事要旨に基づき、事務局から説明がなされ、気付いた点については、11 月 25 日までに事務局あ

てに連絡することで了承された。

(2) 大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保に関する調査検討事業に係る概要について

- ・資料 2 - 2 大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保に関する調査検討事業に係る概要について事務局から説明がなされた。
- ・席上配付資料 2 「大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保に関する調査検討事業最終報告書」について事務局から説明がなされた。

(3) 震災時における建築物の防災管理に係る運用実態調査事業の概要

- ・資料 2 - 3 震災時における建築物の防災管理に係る運用実態調査事業の概要について事務局から説明がなされた。

(4) 報告書骨子 (案)

- ・資料 2 - 4 報告書骨子 (案) について事務局から説明がなされた。

(5) その他

- ・今後のスケジュールについて事務局から説明がなされた。

8 質 疑 等            ○部会員   ◆事務局

**資料 2 - 2 及び席上配付資料 2 について**

○極めて大規模な建築物等における避難・警報の基本的な考え方や非常放送の鳴動区分について、大規模建築物では非常放送は全館一斉鳴動が原則になっているが、実際には管理区分ごとに区分鳴動を行うほうがよい場合もあるという結論が書かれており、その理由として自火報が発報した際の在館者のパニック防止と書かれているが、避難渋滞が懸念されることも含め、管理区分ごとに区分鳴動を行うほうがよいという場合もあるという意味で、全館一斉鳴動の原則というところも今後見直しをする必要があるのではないか。

○地方によっては、占有者を管理権原者としては認めず、一事業者を単一で管理するような指導をしている消防機関があり、制度的に実態に応じた運用を認める形になっているため、複数の管理権原者を選出し共同防火・防災管理協議会を設置するような形になっていないところある。占有者に管理権原を認めないという場合には、入居している占有者は防火管理者もしくは防災管理者を選出しないので、そこを占有している方々の防災意識、防火意識は非常に希薄なものになる可能性が高いのではないか。そういった実態を今後修正していく必要もあるのではないか。

◆資料 2 - 2 については、いただいた意見を反映させ修正していきたい。

◆管理権原者については、あり方検討会で検討・整理している。

- 情報伝達を部分的に実施することについては、建物の維持管理の状況を含め、建物全体の情報がすべてわかっていて部分的に避難させるということであればいいが、避難をさせなかったがゆえに被害に遭ってしまった場合、その責任問題を問うのではなく、むしろそういうことが起こらないようにするにはどうすればよいかを考えなければならないのではないか。
- 避難や情報伝達の仕方というのは非常に国際的な問題で、様々な外国の方が来ていて情報が全然伝達できないということは非常に大きな話で、そういった方を入館させる施設等については、事案が発生した時は外国の方に対する情報提供を何かの形で伝達できるような方法があってもいいのではないか。これは、法令で決めるということよりは、利用者の安全を図るという意味で何か工夫することが非常に大事ではないか。
- 非常用エレベーターを使用した避難について、最近、自力避難ができない方がかなり増えていて、非常用エレベーターを使うにも、その非常エレベーターに行くまでの過程でストレッチャー等を使うような場合は段差があったりすると時間もかかるし、健常者は利用するなどいっても、なかなかその制止ができないような状況であるので、こういった場合は弱者を優先して避難をさせるための環境整備が非常に大事だと思う。これについても、法令で決めるものではないが、何か決めるのであれば、きめ細かくしていただきたい。
- 消防は、地方も都市も同じあるので、このような研究機会の資料を是非末端の消防関係者にも理解をしてもらうように努めていただきたい。
- ◆意見として反映していきたい。
- 延べ面積が 10 万平米を越える建築物には、感知器は 1,000 個以上付いていると思うが、そうすると 1 年に 10 個くらいは壊れると思うので、維持管理という観点から、このような規模の建築物については、どれくらいの頻度でどういう故障が起こっているかを聞いて把握する必要があるのではないか。
- ◆今後の課題として、点検の内容を見るということも含めて課題として受け止めたい。
- 防災センターそのものの電源の確保は行われているのか。こういう非常時に情報が集約する拠点は、非常時の電源をしっかりと確保しておく必要があると思う。そういう部分について何らか指針となるものを盛り込む必要があるのではないか。
- ◆防災センターの非常電源については、火災が発生する場合に備えた非常電源は備えている。2 時間程度のは備えているが、地震に対してのものという形では備えていないというのが現状である。それについても今後の課題として考えたい。
- 建築設計者の考え方が管理運用者にわかりやすい資料を作成することが重要ということについては、非常にそのとおりだと思うが、わかりやすい資料をつくる目的は、それを理解して訓練につなげても

- らうことがポイントで、建物側の特性等の設計の思想を含めた上で避難の対策等に反映していただくとありがたいと思う。
- 建築の設計をやっている者の反省だが、実際に使われる側の方がどのような避難のさせ方を想定しているのか情報がなかなか設計する側に十分フィードバックされていないような現状もあると思うので、設計の考え方を伝えて訓練にもフィードバックして、そこでまた問題があれば次の設計につなげていくような循環をつけていく方向になると非常に望ましいと思う。
- 防火・防災対策について考えを示した防災計画書等があるが、従来、建築指導行政として、ある規模以上の建築物は防災計画書、防災計画評定ということをやっていたが、最近は大規模建築物でもそれが義務づけられていない。かみ砕いた資料もさることながら、やはり大規模、ある規模以上のものについては防災・防火計画書を持っておく必要があるということをごひ書いてほしい。
- ◆内容を確認の上、記載していきたい。
- 他の施設との接続部は2重の防火区画ということで、これは非常によい対策だと考えているが、例えば駅施設等は、日常的に利用している部分を区分して、日常的に行き来できる部分を行き来できなくなるような区画をすることがあり、このような日常的な管理運用と防災対策がしっかり整合しているかどうかを確認してほしい。
- ◆意見のとおり反映させたい。
- 区分鳴動について、いろいろな考え方が複合しているのではないかと。この原理原則のようなものがある程度整理されていけばいいが、このあたりの目的とその対策、実際の運用をあわせてどう考えるかについて記述してほしい。
- ◆建築の形態によって左右される部分が多く、統一の見解を示すのは困難と考えるが、事例集という形では示せるのではないかと考えている。
- もともと非常用エレベーターが避難用に考えてつくられているわけではないので、適宜活用することは重要と思うが、今後避難用として考えるのであれば、避難を考慮した非常用エレベーターの導入も視野に入れるべき。例えば、非常用エレベーターと特別避難階段の位置関係や非常用エレベーターが使えなかった場合の災害弱者対策として階段避難所を利用するなど。
- ◆非常用エレベーターを、どこまで自力避難困難者への対応について含めて行けるのかは、今後の検討課題としたい。
- 在館者の人数に対してどの程度の管理側の体制があるか、そのバランスについてまとめると全体の管理の適正規模についての検討もできるのではないかと。

◆そのような形で整理してみる。

○いろいろな形態によって防災センターが分かれている、複数ある等としているので、それぞれ個々の必要性はあると思うし、平均的にこれくらいでというわけにもいかないから、そのあたりの整理が必要ではないかと思う。

◆まずは、事例集という形で各消防に大規模防火対象物の防火・防災管理の実態というものを伝えていきたいと考えているので、このような形でまずはまとめさせていただければと思う。

○この調査を通じて、模範となる事項も出たのではないかと思う。課題の解決も重要だが、良い事例が表に出るような、あるいは今回調査した調査先に対してはフィードバックして、さらなる改善の取り組みができるようにしていただきたい。

○非常用エレベーターの位置については消防機関の指導を踏まえて設計されていると表現されているが、昨今感じるのは、消防機関が指導してもなかなか聞き入れていただけない。設計が固まっていて、もう動かせないということが多い。建築基準法でも配置をよくしなさいという表現はあるが、それがどの程度離れていけばよいか明確に書いていない。特に非常用エレベーターは消防機関が活動する上で進入の一番の生命線になる部分なので、是非非常用エレベーターの配置等についての法整備をお願いしたい。

◆今後の検討課題としたい。

○区分鳴動については、煙が広がる可能性のある場所には全部鳴動させるのが1つ、もう一つは、それだけ鳴動させるとキャパシティがオーバーフローするからどうするかという話なので、そんなに難しい話ではないと思う。

◆今回の調査結果だけでは結論付けられない問題だが、報告書を最終的に書き上げる段階で意見を反映できるよう工夫してみたい。

○最近間違いやいたずらに敏感過ぎる。先ほども言ったが、大規模建築物であればしょっちゅう火災警報が鳴ってもおかくしない。便利なところは少々不便があるということ認識させることも必要。

○大規模な建築物は安全で立派なもの大衆に認識させるのはまずい。逆に、事故は起こるものという認識を大衆側に持ってもらおうという作業もどこかに入れておくべきではないか。

◆いたずら防止については、ハードの問題というより使用者側、消費者側への防火教育の話につながるものと考えてるので、そちらで引き取ることにしたい。

○自力避難困難者への対策で車いすなどの配備について事前に配備するのはよいが、倉庫に収納するのではなく、例えば高層階であれば中間避難階、あるいは上層階に待機所を設けて収納する等の配慮が必要と思う。

○無線については、一定の高さ以上は通常無線は通じないので、館内ピッチだけでなく、通常の無線プラス少し違った方法を考えて複線化を図っていく必要があるのではないか。

◆それぞれご指摘頂いた内容を報告書の中に反映させていきたい。

◆共同防火管理の関係で、権原者を明確にすることを申し上げたが、これについては別の場でも検討しており、統括防火管理者制度を少し位置づけを明確にして、他の防火管理者に対する指示権限も付与するようなことも含めた検討をしているので、そうしたことについて改めて情報提供等をしていきたい。

#### 資料 2 - 3 について

○自衛消防隊の具体的な活動内容の主なものの一番最後に放射線被ばく対応とあるが、具体的にどういう形でやったのかを教えてください。

◆これについてはアンケート調査の書面での回答で、これ以上詳しい結果は把握していない。

○回答のあった 205 について、どういう震度分布であったのかを何かの形で見せてほしい。

◆作業を検討したい。

以上